

(15) 障がいのあるお子さんへの支援

※18歳以上の方が対象となる制度も含まれます。詳細は担当へお問合せください。

〈問合せ先〉 役場 保健こども課 (TEL: 62-2413)

☆ 医療、手当などの給付

① 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

② 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため必要となる精神的、物質的な負担を軽減するために支給されます。

③ 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の体の不自由な児童の障害を軽くしたり、取り除いたりするために実施された指定医療機関による診療、投薬、治療などの育成医療費を給付します。

④ 自立支援医療(更生医療)

18歳以上の心身障害者手帳を所持している方で、日常生活上の便宜を増すため障害の程度を軽減したり、機能を回復したりすることができるような医療を指定自立支援医療機関で受けられます。

⑤ 自立支援医療(精神通院医療)

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患(てんかんを含む)の治療のために、各都道府県等から指定を受けた指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費の9割まで給付します。自己負担は原則1割ですが、一定の要件により毎月の上限額が設定される場合があります。通院医療に関する給付(診察料、薬代、訪問看護等)であるため、入院医療には適用されず、精神疾患を治療する薬以外(風邪薬など)は原則対象外となります。

⑥ 障がい者医療費助成制度

医療保険(健康保険)に加入している方で、一定の障がいがある方を対象に、病院などの窓口で支払った医療費(保険適用分)を助成する制度です。

〈問合せ先〉 役場 税務住民課 (TEL: 62-2412)

⑦ 小児慢性特定疾患医療費助成制度

三重県では、県内の18歳未満(ただし、18歳の時点で制度の対象になっており、かつ18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童等を対象に、小児慢性特定疾患にかかる高額な医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。疾病ごとに状態の程度(対象の基準)が定められています。主治医とご相談のうえ、伊勢保健所へ申請してください。

〈問合せ先〉伊勢保健所 地域保健課 (TEL: 27-5148)

☆ 手帳

① 療育手帳

知的障害者と判定された方に対して、いろいろな指導・相談などを行うとともに、援助を受けやすくするために三重県知事が交付します。障害の程度により A1・A2・B1・B2 の区分があり、福祉制度の適用内容が異なります。

② 身体障害者手帳

身体に一定以上の障害があり日常生活に著しい制限を受ける方が、いろいろな援助を受けやすくするため、三重県知事が交付します。障害の程度に応じて1級から6級までの区分があり、等級により福祉制度の適用内容が異なります。

③ 精神保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して、三重県知事が交付します。手帳の交付を受けられた方に対し、いろいろな指導・相談などを行うとともに、各方面の協力により各種のサービスが提供されることを促進し、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。

障害の程度の重いものから順に1級、2級、3級となります。障害等級は診断書での判定、または年金証書の等級で決定されます。

☆ 税金

① 町県民税・所得税の控除

本人が障害者であるとき、または障害者を扶養している場合、確定申告書や町・県民税申告書を提出するときに、身体障害者手帳を提示することによって所得控除（障害者控除）を受けることができます。

会社にお勤めの方は、年末調整のときに勤務先の事業所へ書類を提出することにより障害者控除を受けることができます。

② 相続税額控除

本人が障害者であるとき、相続税額控除を受けることができます。

《問合せ先》

伊勢税務署 TEL：28-3191
役場 税務住民課 TEL：62-2414

③ 自動車税等の減免

身体障害者等が所有し、かつ、使用する自動車で一定条件に当てはまる方に対して、自動車税・軽自動車税を減免する制度があります。

《問合せ先》

- ・自動車税
伊勢県税事務所 TEL：27-5125
三重県自動車税事務所課税課 TEL：059-253-8057
- ・軽自動車税
役場 税務住民課 TEL：62-2414

☆ 年金等

病気やけがなどで障害が残り、日常生活が困難な方に支給される年金等の制度があります。

① 障害基礎年金

詳細は、役場 税務住民課（TEL：62-2412）へお問い合わせください。

② 障害厚生年金

詳細は、伊勢年金事務所（TEL：27-3601）へお問い合わせください。

③ 三重県心身障害者扶養共済制度

三重県では、障害のある方を扶養する保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を収めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

詳細は、三重県子ども・福祉部障がい福祉課（TEL：059-224-2274）

☆ 福祉用具

① 補装具の交付及び修理

身体に障害のある人など手帳を交付された方に、その障害を補うために必要な用具（補装具）の交付と修理を行います。交付には、医師の意見書、見積書が必要です。事前申請になりますので、注文される前に役場窓口にご相談ください。

② 障害者日常生活用具の給付

在宅の重度の障害者（児）に対し、障害ゆえに必要な物品で障害者（児）の日常生活や介護が容易になるような用具（身体障害者用の浴槽、便器、拡大読書器など）を給付します。事前申請になりますので、注文される前に役場窓口にご相談ください。

☆ 住宅改修

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児（者）が、段差解消など住環境の改善を行う場合、住宅改修費を給付します（新築、増築及び維持補修的なものは除く）。工事着工前に書類提出が必要ですので、注文される前にご相談ください。

☆ 公共交通機関の割引

詳細は各公共交通機関にお問い合わせください。

☆ 有料道路通行料金の割引、身体障害者用自動車改造費の助成

割引や助成を受けるには、前もって役場窓口で手続きが必要です。

詳細は役場 保健こども課（TEL：62-2413）へお問い合わせください。

☆ 駐車禁止区域の駐車

歩行困難な身体障害者が運転または同乗する自動車は、公安委員会が指定した駐車禁止区域においても、許可証があれば駐車することができます。

《問合せ先》伊勢警察署（TEL：20-0110）

☆ 公共料金

① NHK 放送受信料の減免

身体障害者または重度の知的障害者のいる世帯に対して、NHK 受診料の減免制度があります。詳細は、NHK 津放送局 TEL：059-229-3002

② NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

目や上肢等が不自由なために、電話帳の利用が困難な方は、無料で番号案内(104番)が利用できます。NTTへ事前登録(NTTフリーダイヤル0120-104174)が必要です。

③ 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方に対して、携帯電話の基本使用料、通話料、各種サービスの料金が割引されます。

詳細は各事業者へお問い合わせください。

③ 郵便局の無料扱い

盲人の郵便物(点字郵便物、点字図書、その他録音テープ)の郵送料は、無料で取り扱われます。詳細は、郵便局へお問い合わせください。

☆ 相談・支援

自閉症・発達障害支援センター「れんげの里」

自閉症や発達障がいの方々や家族、保育所、学校、施設等関わる関係者に対し、乳幼児から成人期まで療育、就労等一貫した相談、支援を行います。

三重県北部をあさけ学園、南部をれんげの里が担当しています。

《相談方法》

電話相談・・・随時 TEL：0598-86-3911

来所相談・・・原則 平日(要予約) 午前8:30～午後5:00

訪問相談・・・原則 平日(要予約) 午前8:30～午後5:00

*但し、祝日、年末年始の休日を除く

《問合せ先》

三重県自閉症・発達障害支援センター れんげの里

(度会郡大紀町滝原 1195-1)

TEL：0598-86-3911 FAX：0598-86-3322

避難行動要支援者名簿登録についてのご案内

過去に発生した大地震において、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方など、「避難行動要支援者」と呼ばれる方の被害が目立っています。

度会町では「避難行動要支援者」の方を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその名簿情報を地域の避難支援者等関係者に提供することで災害時における避難支援や安否確認等に役立ててもらえるようにしています。

《問合せ先》 役場 長寿福祉課 (TEL：62-1118)